

第3号議案説明資料

定款並びに定款附属書総代選挙規程変更理由書（案）

定款並びに定款附属書総代選挙規程の一部について、以下の理由により、所要の変更を行うものです。

（1）定款

- ①「刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）」により、懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑が創設されたことから、「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）」により農協法が改正されたことに伴い、所要の変更を行う。
- ②令和5年4月1日に施行された「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（法律第56号）」により、連合会が農業経営を行う場合の会員である組合における総会決議が不要とされたことに伴い、所要の変更を行う。

（2）定款附属書総代選挙規程

- ①「刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）」により、懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑が創設されたことから、「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）」により農協法が改正されたことに伴い、所要の変更を行う。
- ②総代選挙に際し、総代の住所・氏名等を掲示するとした規定を、住所に代え「選挙区」を掲示するよう変更を行う。

定款新旧対照表（案）

新 条 文	現 行 条 文
第1章～第4章 (略)	第1章～第4章 (略)
第5章 役職員	第5章 役職員
第27条 (略)	第27条 (略)
(役員の欠格事由)	(役員の欠格事由)
第28条 次に掲げる者は、役員となることができない。	第28条 次に掲げる者は、役員となることができない。
(1)～(6) (略)	(1)～(6) (略)
(7) 前2号に掲げる者以外の者であって、 <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。ただし、刑の執行猶予中の者はこの限りでない。	(7) 前2号に掲げる者以外の者であって、 <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。ただし、刑の執行猶予中の者はこの限りでない。
第29条～第36条 (略)	第29条～第36条 (略)
第6章 (略)	第6章 (略)
第7章 総会	第7章 総会
第43条～第44条 (略)	第43条～第44条 (略)

新 条 文	現 行 条 文
<p>(総会の決議事項)</p> <p>第 45 条 次に掲げる事項は、総会の決議を経なければならぬ。</p> <p>(1)～(17) (略)</p> <p>(18)～(19) (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>第 46 条～第 50 条 (略)</p> <p>(総会の特別決議事項)</p> <p>第 51 条 次の事項は、正組合員の半数以上が出席し、その出席者の半数以上が第 11 条第 2 項の規定による正組合員である場合において、その出席者の議決権の 3 分の 2 以上の多数による決議を必要とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7)～(8) (略)</p> <p>第 51 条の 2～第 55 条 (略)</p> <p>第 8 章～第 11 章 (略)</p> <p>附則 (令和 年 月 日)</p> <p><u>1 この定款の変更は、行政庁の認可書が到達した日 (令和 年 月 日) から効力を生ずる。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、第 28 条の変更は、行政庁の認可書が到達した日又は刑法等の一部を改正する法律 (令和 4 年法律第 67 号) の施行日のいずれか遅い日から効力を生ずる。</u></p>	<p>(総会の決議事項)</p> <p>第 45 条 次に掲げる事項は、総会の決議を経なければならぬ。</p> <p>(1)～(17) (略)</p> <p><u>(17 の 2) 農業協同組合連合会が行う農業の経営に対して同意すること</u></p> <p>(18)～(19) (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>第 46 条～第 50 条 (略)</p> <p>(総会の特別決議事項)</p> <p>第 51 条 次の事項は、正組合員の半数以上が出席し、その出席者の半数以上が第 11 条第 2 項の規定による正組合員である場合において、その出席者の議決権の 3 分の 2 以上の多数による決議を必要とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(6 の 2) 農業協同組合連合会が行う農業の経営に対して同意すること</u></p> <p>(7)～(8) (略)</p> <p>第 51 条の 2～第 55 条 (略)</p> <p>第 8 章～第 11 章 (略)</p>

定款附属書総代選挙規程新旧対照表 (案)

新 条 文	現 行 条 文
<p>(被選挙権を有しない者)</p> <p>第 1 条 次に掲げる者は、被選挙権を有しない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 前号に掲げる者以外の者であつて、<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。ただし、刑の執行猶予中の者はこの限りではない。</p> <p>第 2 条～第 4 条 (略)</p> <p>(候補者)</p> <p>第 5 条 正組合員でなければ、総代に立候補し、又は総代の候補者を推薦することができない。</p>	<p>(被選挙権を有しない者)</p> <p>第 1 条 次に掲げる者は、被選挙権を有しない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 前号に掲げる者以外の者であつて、<u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。ただし、刑の執行猶予中の者はこの限りではない。</p> <p>第 2 条～第 4 条 (略)</p> <p>(候補者)</p> <p>第 5 条 正組合員でなければ、総代に立候補し、又は総代の候補者を推薦することができない。</p>

新 条 文	現 行 条 文
2～3 (略)	2～3 (略)
4 この組合は、前2項の規定により、この組合に届け出て総代の候補者となった者（以下「総代の候補者」という。）の <u>選挙区</u> 、氏名及び立候補又は被推薦の別を、選挙期日の前日までに組合の掲示場に掲示し、かつ、選挙の当日投票所に掲示するものとする。	4 この組合は、前2項の規定により、この組合に届け出て総代の候補者となった者（以下「総代の候補者」という。）の <u>住所</u> 、氏名及び立候補又は被推薦の別を、選挙期日の前日までに組合の掲示場に掲示し、かつ、選挙の当日投票所に掲示するものとする。
5～6 (略)	5～6 (略)
第6条～第16条 (略)	第6条～第16条 (略)
(無効投票)	(無効投票)
第17条 次の各号に掲げる投票は、無効とする。	第17条 次の各号に掲げる投票は、無効とする。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 被選挙人の氏名のほか、他事を記載したものの（職業、社会的地位、 <u>選挙区</u> 又は敬称の類を記入したものを除く。）	(2) 被選挙人の氏名のほか、他事を記載したものの（職業、社会的地位、 <u>住所</u> 又は敬称の類を記入したものを除く。）
(3)～(7) (略)	(3)～(7) (略)
第18条～第19条 (略)	第18条～第19条 (略)
(当選の通知等)	(当選の通知等)
第20条 当選人が定まったときは、選挙管理者は、直ちに当選人に当選の旨を通知し、同時に当選人の <u>選挙区</u> 及び氏名を組合の掲示場に掲示しなければならない。	第20条 当選人が定まったときは、選挙管理者は、直ちに当選人に当選の旨を通知し、同時に当選人の <u>住所</u> 及び氏名を組合の掲示場に掲示しなければならない。
第21条～第25条 (略)	第21条～第25条 (略)
附則（令和 年 月 日）	
<u>1 この定款附属書総代選挙規程の変更は、行政庁の認可書が到達した日（令和 年 月 日）から効力を生ずる。</u>	
<u>2 前項の規定にかかわらず、第1条の変更は、行政庁の認可書が到達した日又は刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行日のいずれか遅い日から効力を生ずる。</u>	

附帯決議

定款並びに定款附属書総代選挙規程の一部変更につき、認可申請の際の行政庁の指示による字句等の修正は、理事会に一任することについて承認をお願いするものです。